

規制改革会議

第8回 海外人材タスクフォース

議事概要

1. 日時：平成 21 年 2 月 16 日（月）13:00～14:00
2. 場所：永田町合同庁舎 1 階第 3 共用会議室
3. 議事：「永住許可を得た外国人に対する在留許可の在り方等」【改正入管法提出までに検討・結論】に関する検討状況について

4. 出席者：

（法務省）

入国管理局入国在留課長	沖 貴文氏
入国管理局入国在留課補佐官	根岸 功氏
入国管理局入国管理企画官室補佐官	平林 毅氏

（規制改革会議）

有富慶二委員、井口泰専門委員

5. 議事概要：

有富委員 お忙しいところ、おいでいただきまして、どうもありがとうございます。本当にお忙しいところだというのは本音でございます。どうもありがとうございます。

本日の議題は、永住許可に関する「規制改革推進のための三か年計画」に記載しております内容のフォローアップでございます。本日の議事録及び配付資料は、いずれも後日、当会議のホームページ上で公開する取扱いとさせていただきますたく存じます。

三か年計画においては、永住許可を得た外国人に対する在留管理の在り方等について、改正入管法提出までに検討・結論とされておりますが、本件についての御検討状況について御説明をいただければと思っております。それでは、よろしく願いいたします。

沖課長 それでは、今通常国会に提出する予定の入管法の検討状況について、今、お話がありました永住関係に特化した部分を御説明いたします。

まず、結論から申し上げますと、今回の入管法改正をもって措置済みということで整理しております。

1つは、現在、外国人登録証明書は地方自治体が交付していますが、改正法案では、これをやめまして、入管局が中長期在留者に対して在留カードを交付することとし、同カードには身分関係、住居関係、在留関係を記載することとしております。

また、外国人登録証明書は、外国人登録法上有効期間というものがあったのですが、改正法案における在留カードには有効期間というものを明記いたします。在留カードの更新手続を設けるといことで永住者を含む中長期在留者の居住関係、身分関係等を定期的にチェックができるようにしております。

更に加えます、改正法の中に、新住居地の届出をしないというような場合、あるいは虚偽の住居地を届け出るといったような場合は、その在留資格を取り消すこと、入管職員に事実の調査権限を付与することなどについても規定しております。

更に、罰則の関係ですが、新住居地の虚偽の届出をした場合、在留カードの更新を懈怠した場合、在留カードを偽造した場合など、罰則を整備しました。

外国人登録法は廃止されることになり、中長期在留者である外国人住民は住民基本台帳法の対象になると聞いておりますので、新しい住民台帳制度と入管の新しい在留管理制度が相互に有機的に機能する仕組みができるものと考えております。

以上でございます。

有富委員 ありがとうございます。

それでは、質疑応答に移らせていただきます。井口先生、どうぞ。

井口専門委員 それでは、数点うかがわさせていただきたいと思います。今回の三か年計画の該当個所には、一つは、外国人雇用状況の内容拡充に伴う情報活用が書いてありません。これについては、今日、言及されなかったので、どうやってその情報をうまく活用するのか、入管情報とどう突合するかという問題について、何か御進展があれば、お話ししていただければと思います。

もう一つは、例えばと書いてあるのですが、在留カードを発行する場合に、地方入管で在留カードの確認申請期間を設けると先ほどおっしゃいました。この「一定期間ごとに永住許可を得た外国人の在留状況をチェックし」という部分のについてはいろいろ解釈があるとは思うのです。現在、永住許可についてのガイドラインをお出しになっていますが、これはできてから大分時間がたっていると思います。

このガイドラインのあとで、昨年3月末に、在留資格の変更と期間更新のガイドラインができました。この2つのガイドラインを並べてみますと、永住許可のガイドラインが、法律事項は最小限書いてあるのですが非常に抽象的である。永住許可を持っている方について、納税義務のことは書いてありますが、例えば、社会保険のことは書いていない。子どもが学校へ行っているかどうかといった問題は、勿論触れていません。

このように考えると、今後、定期的に永住許可を持った方の更新の際とか、それから、在留カードを交付するときに、最小限のガイドラインに沿ったチェックができないかという点をうかがいたいと思います。その場合に、ガイドラインそのものが、在留資格の変更や在留期間の更新のガイドラインに比べると、ちょっと抽象的になっているのではないかと。永住許可のガイドラインをもう少し具体化するということではないかと。

最後の点については二つあるわけです。要するに、在留カードを出すとき、つまり、登録証を交換するときに、チェックができないのかという問題がまず迫ってきます。

それから、もう一つは、ガイドラインそのものを、もうちょっと透明な形にできないのかということです。

これは実は自治体から要望が多々ありまして、最近、雇用問題が非常に深刻になってい

ます。自治体はいろんな支援をしています、浜松市などはデータを公表している通り、地方税を中心として、滞納している外国人がかなりの割合に達している。それから、永住許可を申請する際も、過去3年分の納税証明書しか持ってこない。実は完納証明を出しているわけではない。許可を取った後、また税金を払わなくなっているというのを職員は知っているのです。

そういうこともありまして、日本政府のいろいろな施策の対象になっていく可能性のある外国人の方、特に永住許可を受ける方などについて、税金の問題と、社会保険の問題があるのです。在留資格の変更や更新の方のガイドラインには、年度内の厚生労働省の御検討を踏まえて、社会保険加入を加えていただくという方向で御検討いただいていると思うんですけども、永住許可の部分でも、その点について御検討いただけないのか。これが最後の部分の質問の趣旨です。

沖課長 雇用状況報告のその後の進展ということなんですが、状況報告については、入管から照会、厚労省から雇用状況の回答をいただき、これを入管の持っているデータと突合しまして、そこの企業にどういう人がいるということを把握することとしています。

しかしながら、回答を受けた内容（項目）と入管のデータとのマッチングが必ずしも完全なものとはなっていないので、現時点においては、うまく機能しているというふうに評価できるには、もう少し時間をいただきたいと思います。

それと、二つ目で、今回の入管法改正の関係と永住のガイドラインの関係なんですけれども、まず、永住者は、日本に永住を許可された者で、活動の制限はなく、在留期限というものもなく、この点での入管の管理は及んでいないというのが永住の制度です。在留カードを出して、更新というところでチェックなんです、これは先ほど申し上げましたように、居住関係、身分関係、これが中心になろうかと思えます。納税関係のチェックは法律上困難であると考えます。

それと、外国人の台帳制度が完備してきますと、情報交換というものができて、そうしますと、台帳制度の中で、従来、外国人登録法でしか自治体は運営できなかったものが、今度は自らの住民として、自らの法律の中に組み込むこととなりますので、そうすると、日本人と同じように、職権の消除といったことも可能になるのではないかと思います。

次に、永住許可のガイドラインについてですが、法律上、永住許可の要件が定められており、裁量規定の部分に関してガイドラインで明確化を図ったものです。このガイドラインに更にどういったことを入れるのかについては、今後、慎重に検討していきたいと思っております。

有富委員 どうぞ。

井口専門委員 御趣旨はわかったのですが、皆さんは、自治体からの情報を入管としてどう活用するかという面はお考えになっていても、自治体は、外国人の登録している住所が本当に正しいかどうかは、自治体職員が実際に行ってみないとわからないわけです。間違った情報が、そのまま入管の方に送られているかもしれません。自治体の方は、入管か

らもっと情報をもらって、その実態を調べて、正しい台帳にしたい。そういうことだと思います。

ところが、今の制度上では、雇用状況報告のデータすら、自治体に提供されるという保証はありません。入管から、それについてはっきりしたお答えをいただいていません。そうすると、住んでいる場所もわからない。書いてあることが間違っているというときに、どうやって調べればいいのか。就労場所から、探りを入れていくしかないわけなのです。さらに、社会保険に入っていないとか、税金を払っていないということもわかってくると思うのです。

沖課長 法律の中身と実態と、先生のおっしゃっていることが乖離しているのは、今、自治体が住民行政で外国人の情報を取っているのは外国人登録法でして、外国人登録法には住民自治の関係で2つぐらい問題がある。ここに外国人が登録しました、その後、転出しましたといったときに、これを職権で消除する規定がないのです。これを何とかしてくれということで、今回の改正で外国人登録を廃止して、外国人を住民基本台帳の方に入れて、日本人と同じような扱いにしたならば、改正住基法の中に職権消除の規定とかを入れれば、それはどうされるか私はわかりませんが、入れれば、そこは解決できるのではないのでしょうか。それが1つ。

もう1つは、入管は、改正法律案でも、地方自治体から外国人の住居地情報を法務大臣の方にいただく。他方、外国人の在留関係の情報につきましては、それを地方自治体に提供する。相互に必要な情報を提供するという制度を、総務省と構築するということになっております。

井口専門委員 在留関係の情報というのはどの範囲ですか。今、持っている雇用状況は入っていないのですか。

沖課長 雇用状況の関係は厚労省とやっている話で、厚労省側から提供されたデータを厚労省に断りもなく自治体に流すということとはできないので、入管が入管法に基づいて取得した、在留資格であるとか、在留期限であるとか、正規滞在者でありますという、在留カードに記載する事項は自治体の方に提供するということです。

井口専門委員 自治体の立場からは、はっきり言って、先ほど言いましたように、外国人の永住者について、十分な義務の履行がされていないという問題を抱えているのです。今回の制度ができたなら、義務の履行ができますとおっしゃっているように見えるんですが、それは絵空事に聞こえます。そもそも、外国人の登録データが正しいかどうかというのは、だれが調べるのかという問題があります。

それから、在留情報を提供するとおっしゃるのですが、在留資格とか、生年月日とか、そういう情報が来たとしても、それで、現在の住所、あるいは働いている場所についての情報を補完できるかという、ほとんど役に立たないのです。

沖課長 現在の住所は、自治体が把握してください、改正の住民基本台帳でやってください、それは入管の方にも届けてください。他方、それで入管の方の取得したデータは、

当該外国人がいつ入国して、どういう在留資格を決定され、在留期間はどうかという情報は入管の方から提供します。在留カードは中長期の正規の在留者に出しますから、出したというデータは自治体に提供しませんがということになっています。自治体における住民の把握は、一番できているのは自治体しかないんです。

井口専門委員 申し上げたことを、全然聞いてくださっていないということは、よくわかりました。要するに、やりたくないとおっしゃっているんですね。過去3年間、言い続けてきても、こうなのです。自分の行政の都合しか考えておられない。自治体では、住所が正しく把握できるだろうなどと、勘違いも甚だしい。自治体の方々が、外国人に納税義務を果たしてもらえるのか。入管と協力しなかったら、税金も払ってもらえません。

沖課長 だから、入管が持っているデータは差し上げると言っているんです。

井口専門委員 データをいただいても、できないのです。

沖課長 それは、法律上、できる話とできない話があるんじゃないでしょうか。

井口専門委員 ですから、協力してやるように言っているのです。この規制改革を提案申し上げたときに、出入国管理の現在のシステムを基本的に維持した上で、自治体の方と協力することによって、権利・義務関係をしっかりさせようということだったのです。自治体に、もし在留資格を出す権限があるのなら、自治体でできるのです。自治体が在留資格を出すときに、全部チェックできる。つまり、出入国管理をヨーロッパ型にすればいいんです。でも、日本ではそういうことは現実的でないから、入管の権限を維持した上で、住んでいる地域で、権利・義務を守っていく仕組みにするということなのです。だから、協力していただきたいと言っているのに、それを、自治体が勝手にやればいいとおっしゃるんです。そんなことを言っていたら、3年前の状態に戻ってしまうのです。

沖課長 そんなことはないです。今、汗をかいて、こういう方向でやろうとしていることを全く評価されていない。

井口専門委員 評価していないなんて言うておりません。

沖課長 いえ、そういうふうに聞こえるではないですか。

有富委員 議論に入る前に、一回整理をしたいんだけど、もともと外国人で、日本へ入ってきて、いろいろな要件をクリアした方が、いわゆる日本の国籍をお持ちになるといえば元外国人が1つあります。これはもう日本人になられたということですね。

沖課長 そうですね。

有富委員 そうすると、それは基本的に日本人として管理すると言って、法務省からは、総務省を含めて関係省庁にもう渡してしまった。

それから、もう一つのくくりとして、特別永住者は別にして、永住を許可したという外国人がいます。今、その話をしているのだけれども、これは基本的に総務省が管轄している人なのか、法務省が管轄している人なのかといたら、法務省が管轄している人ですね。

沖課長 そうですね。

有富委員 そうすると、そのところで沖課長がおっしゃっているのは、1回日本に入

れて、永住許可を出して、外国人の住民基本台帳に載ったらば、あとはずっと地方自治体と総務省が管理してくださいと言っているみたいに聞こえてしまっているんです。

沖課長 それは誤解ですね。

有富委員 誤解ね。なぜそう聞こえるのかというと、地方自治体は管理しているんだけど、納税問題だとか、年金問題だとかということで困っているわけね。この人はどうも問題があると言ったとき、法務省が何らかの形で処置をしてくれないことには、永住許可のある人だとしても、例えば、その許可を取り消すみたいなこととか、そこら辺が担保できているのかどうかということがポイントのような気がするんです。

井口専門委員 そうですね。

沖課長 外国人の管理をどうするかということにつきましては、今、概括的に有富委員がおっしゃいましたけれども、日本人は総務省だ、外国人は入管だというのは入口のところだけなのであって、全体的な管理といったときには、日本人であっても、こういう場面はこの法律でどこそこが管理します、どこそこが管理しますというふうになっている。

外国人につきましても、外国人の正規在留であるかどうか、日本でどういう形で受け入れられているのかどうか、いつまで滞在できるのかどうか、一旦出て行ってまた戻ってくるといったときにどういう手続をするのであるかといった、正規在留者、不正規在留者を含めた、不正規であれば退去強制をするといった、そういう枠の中で入管はやっていて、その人が学校に行かなければいけないとか、納税を果たさなければいけないとか、医療保険をこうしなければならないとかということは、それは入管の所掌範囲外の話です。

例えば、外国人の行政をすべからくどこかがやるんだと、在留も含めて、雇用も含めて、なにもかもやるという省庁ができ上がれば、それが理想であればそうかもわかりませんが、今の枠組みの中ではどうしても、法律が要請しているものにぎりぎり応えられるところはどこなんだということで検討してきた。永住というのは、入管の管理からかなり離れていく。在留期間が設定されている者よりも更に緩いというところにあって、どういうふうにやっていくかというのを考えて、このたび法改正するというところで、冒頭申し上げたようなことを考えてやっていることです。

有富委員 管理は分担しながらやるんだと思うんだけど、最終的な権限は法務省にあると思うのです。

井口専門委員 在留の権限ですよ。在留の権利を与えるかどうかは法務省でしょう。

有富委員 日本の国民の台帳は総務省が持っているというのだけは厳然とあるけれども、最後のところの切り札を切ってもらう権限は総務省は持っていないから。

沖課長 最後の切り札というのは、本邦に在留させるか、在留させないかというのが最後の切り札だと思うんです。

有富委員 そうです。もっと具体的に言うと、永住許可を一回認めたら、どんなことをやってもそのままというわけではないんだろうから。

沖課長 永住者が入管法の退去強制事由に該当すれば、退去強制手続を執ります。しか

し、今回の法改正、すなわち、在留カード導入に伴ってですね、永住をもらっている人に、委員御指摘のような不安定なことをやるというのはおかしい。

有富委員 前提というのはおかしいかもしれないんだけども。

沖課長 永住者には、生まれたときから永住者の在留資格を取得する人もいますし、日本で功績を残されて永住者になられた方とか、幅広いわけで、小さな子からお年寄りまでいます。このような永住者が在留カードの更新にきたときに、保険はどの、納税はどの、そういうことを入管がやらなければならないものなのか。入管のやれるところと、のり超えてはいけないところと、その線があるのではないかと思います。

有富委員 どうぞ。

井口専門委員 私が3年前に戻ったと言った意味を説明します。外国人台帳ができることは前進です。しかし、その目的というのは、ただ台帳をつくって情報をためることはないのです。ちゃんと権利や義務が守れるようにするということです。管理、管理とおっしゃいますが、実際は管理しないのであれば、常時携帯義務もやめればいいのです。外国人が、自分は一番管理されていると感じるのは、そのためです。

日本の法律を破ったら、当然、それに対して何かしかの制裁措置があるのは、管理とは言わないのです。当然の義務も果たさないで、ずっと永住許可を出し続ける方が、どんなにおかしいかわからないのに、それをいいと言われるのですね。

台帳制度がしっかりできて、いつでも問い合わせれば、その人がどこに住んでいるかわかるようになれば、常時携帯義務だって必要ないと思います。むしろ皆さん方は、外国人本人が一番ピリピリする部分を残しておいて、永住者に対する管理はできるだけしないのだと言い、権利・義務関係は野放図にする。これは、どうも逆です。外国人本人には、一番、在留しやすい状況をつくって、同時に、権利・義務についてはちゃんと守ってもらうという、けじめをつけるのが流れだと思います。

沖課長 そういうふうに、必要最小限のところを罰則で担保できるようにやっているんですね。

井口専門委員 いつでも持っていなければいけないということが、どれだけ重荷になるか、御存じでないのです。

沖課長 いえ、重荷になるというのはよくわかっています。

井口専門委員 永住したにもかかわらず、ずっと携帯していなければいけないのですよ。

沖課長 そうですね。それはよくわかっておりますよ。人権規約委員会で、永住者について外国人登録証明書の常時携帯はしないようにすべきであるということが言われていますけれども、制度としては、現場で、適法か、不適法な在留者かというのが一目でわかるようにしておかなければならない。日本には不法滞在者もいるわけですから、そういうことで同証明書の携帯を義務付けています。

しかし、警察機関は不携帯だということで権限の行使が濫用に及ぶようなことはしないということも国会の附帯決議で決議されております。現に永住者が外国人登録証明書の不

携帯で刑に処せられたというような数はほとんどないのではないかと思います。

井口専門委員 台帳制度がしっかりすることのメリットというのは、常時携帯義務という、目に見える管理をそれだけ減らせることです。データにアクセスすれば、どこに住んでいる、どういう在留資格かわかるので、本人であることの確認さえすればいいわけです。それが、いつも在留カードを持っていなければ罰則をかけるというのですから、そちらの方がずっと外国人にとっては負担が大きいのです。

それでいて、税金払わないでも、この国には永住できるというふうにしてしまうわけです。それは入管の行政の範囲を超えると、そういうふうにおっしゃるがゆえに、日本の国の行政の現代化は、絶対進まないのです。今回やらないと、恐らくあと20年、縦割りのままになるでしょう。皆さん方が、協力しないからです。

沖課長 それは、さきに申し上げましたように、入管の所管事務が大きく変革して、外国人にかかわるすべてのことについて、全部、権限的にできるんだというふうなことが構築されれば、井口先生のおっしゃるようなことは解決するのではないかと思うのです。

しかし、今は、法律に基づかないと行政は運用できないわけです。であれば、税金の話も、入管が外国人に税金を払いましょうよということを窓口で広報するということは、それはこれまでのお話の中でよくわかるんですけども、それを一步超えるということ、権限行使をそこでできるかということになりますと、そこまで法的な権限が与えられていない。そうすると、どうするかというと、入管は、それぞれの行政庁から要請があれば、法律の範囲内ですけれども、外国人の在留に関する情報を提供するといった協力をします。

それと、もう一つ、井口先生は、外国人住民が住民基本台帳法に入ったとき、どうするんだということについて、正確には承知していないので、ここではっきり申し上げるわけにはいきませんが、住民基本台帳に日本人が載っている、今回の改正で外国人を住基の対象にすれば、自治体においては外国人の把握はできるというふうに、普通考えるのではないのでしょうか。

井口専門委員 住民基本台帳に近接した仕組みにしてくださいというのは、むしろ自治体の方から要望が出ている話で、それを、法務省も総務省も長年拒否してこられたのです。

有富委員 今度はやろうと思っているわけだ。

井口専門委員 わからないのは、皆さんは、形としては、やるとおっしゃる。規制改革会議の前身の会議でお願いしていたのは、ちゃんと情報システムをつくって、本人がいちいち納税証明書を全部持ってこなくても、アクセスかければ、この人はちゃんと社会保険入っているか、税金払っているかがわかようにしてくださいということだった。そういうデータシステムをつくるため、住基型のデータベースをつくってくださいと言ったんです。外国人登録を、住基に移す、所管を2つに分ける、そのところでは進歩するでしょう。ところが、全然、そこから先に進まないのです。結局、自分で納税証明書を持ってくる、加入したということ自分で証明しない限り、チェックができない。そうすると負担になるから、だからやらない。結局、永住者の人たちの権利・義務関係は、だれもチェックし

ない。今後ともこのままである。

沖課長 それにはちょっと異論がありまして、先生がどういう理想をお持ちなのかというのはわからないのですが、住基法の改正、入管法もこのたびの改正で、それが同時に施行できるように、データベースもお互い構築して、回線でもうまくいくようにということと今、検討しているんです。

井口専門委員 それはお願いしています。

沖課長 住基法の関係と入管法との関係は密接になっています。地方自治体は1,800ぐらいあります。このように多くの自治体とうまくデータが相互に提供できるようにということと関係機関と検討することとしています。

有富委員 結局、こういうことでいいですか。確かに、今度、外国人登録法が変わって、外国人の住民台帳ができて、今までよりも情報交換を密にしていく。当然、自治体で税金や年金を取らなければならないわけで、それについても日本人と外国人では、今の状況では、納付率が全然、結果として違うわけね。それが自然に近づいてくるということは余り考えられないんだけど、そこで問題が起きたときには、ある種の当事者として、法務省としても、よく総務省などと相談しながら何らかの手を、具体的な効果の上がるような手を考えていきますよということについてはやぶさかではないんですね。

沖課長 そうですね。それは行政庁としてできる範囲でやる。

有富委員 さっきから聞いていると、最初、どちらかということ、自治体がやることなので、我々は余り関係ありませんというふうに聞こえたものだから。

沖課長 それは私の説明が悪かったのかもしれないけれども、今、申し上げているのが前提で、最初に申し上げた改正案を今、各省協議をやっている最中です。改正案の概要については、こういうことをやります、在留カードの制度を導入します、新しく盛り込まれるものは、在留資格の取消しであるとか、退去強制事由の追加であるとか、罰則の整備であるとかというようなことを申し上げて、他方で、そうすることによって、外国人の住所の把握は住基台帳の方にいきますということを申し上げました。更には地方自治体と情報を交換するということになれば、当該外国人にとっても行政サービスは十分受けられるでしょうし、自治体の方も、実体のない登録がこれで解消されるわけです。今回の新しい在留カード制度は、中長期の正規の在留者にしか発行しないということになるからということとです。

有富委員 本来、税金を取るのには地方自治体の問題だとは言いながら、外国人の永住者については、基本的に法務省の管轄下にあるわけだから、何らかの協力をするべきときは協力しますよと、こういうことでいいのですね。

沖課長 そうですね。

井口専門委員 今のままだと、せっかくの三か年計画の規定にかかわらず、一定期間ごとに在留カードを出すというだけで、在留状況のチェックというのは、ただ住所を確認するとか、就労場所を確認するだけ、ほかに税金とか、そういうことは一切しないというふ

うになる。今日、そのように、明言されたのですね。

沖課長 そうですね。

井口専門委員 それでは納得できないのです。一切、そういった権利・義務関係はどうでもいい、ただ交換するだけですということに通ると思いますか。

沖課長 先生と話をしていたら、どうも話が極端ですね。

井口専門委員 いえ、どうしてそういうふうにおっしゃるのですか。だって、永住許可のガイドラインの方には、入口のところでは、少なくともあれだけ抽象的なことを書いてあるのです。ところが、更新のときは、一切それは知りませんと言う。

根岸補佐官 カードの更新ですからね。先生がおっしゃっていることを実現させようとした場合には、カードの更新ではなくて、有富先生がおっしゃったとおり、日本人と同じような土台に立ってやってみても、やはり外国人は義務履行をしてくれないというのが、それこそ法律改正を出しても説明できるような実績がもしあるのであれば、それをもって、永住許可制度そのものを見直すとか、そういう議論になるのではないですか。

井口専門委員 いえ、そうではありません。そんなことは言っていないのです。

根岸補佐官 先生のおっしゃるとおりだと、永住に代わる何か特別な地位を作って定期的な期間更新を例えば5年ごとに行うということになってしまう。

井口専門委員 私が言っているのは、少なくとも永住許可のガイドラインが、今のままだと抽象的過ぎるということなのです。その後の外国人の方々も、基本的には、ここのところは守ってくださいということなのです。それについて一切、たがが外れたような状態になってしまっているということについて、御理解いただかなければいけない。

根岸補佐官 それはまさに永住許可制度の問題をも御指摘されているのではないですか。

井口専門委員 そうです。

根岸補佐官 許可のガイドラインが抽象的というのは、それはもうちょっと具体的に書くという方策はあるかもしれませんが、それをもう少し具体的に書いたところで、先生の指摘は事後チェックの問題で許可時の問題ではないですね。

井口専門委員 そうです。ですから、ガイドラインに沿って対応してくださいということです。

根岸補佐官 ですから、そこに期間更新の仕組みを設けるとなったら永住ではないわけです。

井口専門委員 それを全部チェックするかどうかは別です。実際には、そんなに全てできないからです。しかし、基本的にはこれを守ってくださいねということではないのです。今日、申し上げていたのは、在留資格の更新とか変更のときのガイドラインはあそこまで書き込めたのに、永住許可については、規範的な意味がほとんどないということです。あれでは足りないので、そここのところについての改善していただく必要があるということなのです。

我が国への貢献のガイドラインも、これで一体何人そういう人が出ているのか知りませ

んけれども、具体的な適用の仕方がわからない。したがって、私たちが、実際に自分の大学で、こういう人について推薦できるとか、そういうよう考えを持ったことはない。永住許可が取れる、取れないということで、高度人材の受け入れに役に立っている印象は余りないのです。結果的には、永住許可を取っている人は、すごく増えていますから、そのこと自体は私はわかっています。しかし、外国人の高度人材にとって、永住許可が取れるのはメリットだから我が国に来てくださるのかということになると、フォローアップが必要だと思っています。そういう意味では、永住許可のガイドラインについての議論を避けないでいただきたいというふうに思います。

沖課長 それは議論を避けるわけではなくて、先ほども申し上げましたように、一旦決めたものはそのままということではなくて、見直すべきは見直していきますし、貢献についても、どの分野での貢献はこういった場合があります、こういった場合がありますということもホームページでオープンにしていますし、許可に当たってのガイドラインについて更に直せということであれば、それは検討させていただきたいと思いますが、一旦許可を与えたものについて、事後チェックということになりますと、従来ここで御議論いただいたような話ぐらひは可能かもわかりませんが、それも検討させていただかなければいけません。しかし、井口先生がおっしゃっているような、事後のチェックで、それが処分に響くというようなことをやるのであれば、これは法律事項でないと、とてももたない。

井口専門委員 響くかどうかではなくて、その際にその事項をちゃんと確認して前へ進むという意味です。私は永住許可を取り消したいと思って言っているわけではないのです。入管の権限で、今、義務を果たしていない人を、全部永住許可を取り消してくださいなんて、そんなラディカルなことを私が言うわけがない。

それから、私が言っているとおっしゃいますけれども、私が言っているのではなくて、実は自治体の方々が出ているんです。私個人が頑に何か主張しているというふうに考えるのは間違いです。現場の方々から言えば、問題なのは高度人材ではなく、ブラジルの日系人の方々です。そういう方々が永住許可を取ってしまって、勿論、そうしないと家も買えないとか、いろいろあるのかもしれませんが、実際に税金を払っているかということ、払っていない。そういう実態をどうするかという問題なのです。規範的な意味から、もうちょっと何とかしないといけないと痛切に感じているのです。

沖課長 だから、それにも役立つように、とにかくデータが整理されていなければ、そういうのはわからないわけで、データが整理されていたら、自治体であれ、国税庁であれ、権限を有するところから照会があれば、データを差し上げますので、それに基づいて、きちっと取れるものは取るというふうにやるべきではないのでしょうか。日本人だって、同じ自治体の中において、払っている人、払わない人はいるわけで、外国人ばかりにターゲットを当ててどうのこうのという、特に日系ブラジル人とか、そういう人たちをターゲットにするというのは、余りにも弱い者いじめのように映ってしまう。公平にやらなければい

けないんではないですか。

井口専門委員 弱者いじめではなくて、これだけ日本人も雇用状況が悪くなっている中で、ブラジル人にも、税金を使って対策を取ろうとしているからです。

沖課長 外国人も日本人も同じように規制するには、先ほど述べたような考えでやらなければいけないんじゃないでしょうかということを行っています。

井口専門委員 私は決して何かラディカルなことを言っているのではなく、はっきり言って、日本人と外国人では納税率が随分違うということなのです。そのところは放置できない状態なのです。

私の印象では、これは、ある市長の発言なのですが、国は、自治体に情報をあげるからやってねというふうになっているが、国は、必要な措置をちゃんと制度化してくれていないということなのです。制度化しないのに、あとは自治体がやるのだと言って済ませているのではないですか。だからうまくいかない。あとは自治体がやるんだからいいでしょうというふうに入管サイドでは考えていらっしゃるように思います。

有富委員 だから、そこは確認したところで、要は、永住許可とは言いながら、まだ外国人なんだから、最終的な管轄の責任部署としては法務省です。自治体の管理は自治体が外国人の住民基本台帳でやる。今までみたいなばらばらな管理ではなくて、これからレベルが上がってくる可能性は十分あると思うんです。そこで問題が起きたときには、法務省としても当事者としてきちんと対応を考えるということは担保してくださいねということではいけないんですか。

井口専門委員 当事者として、ですか。

有富委員 さっきから何度も言っているように、永住許可を受けている外国人というのは基本的に日本国民ではないから、法務省がある種の責任がある。管理は自治体に任せるのは当然のことながら、外国人を管理する省庁があるわけではないので、現状の役割分担ならそのとおりなんだけれども、現実に保険や税金を払う率が非常に低い現状を踏まえたときに、そのところの情報交換ややりとり、2つの官庁が、おれは知らん、おれは知らんということになってしまうと、そこは解決しないので、そのやりとりが即このガイドラインを使って永住許可取消しということにまでいかないにしても、場合によってはそういうことも含めて、お互いに協力し合いながら、この権利・義務というものをね。一回永住許可を出したら、もうあとは知らないということでは問題があるのではないですかということが基本的な問題意識でしょう。そういうことですね。そこは御理解ください。

方法論としては、更新許可のガイドラインと永住許可に関するガイドラインとの違いというのいろいろなところにあるんだけれども、書き方などにも違いが随分あるし、細かさにも違いがあるんだけれども、この辺についても一回、これからいろいろ意見交換をさせていただくということはいかがなんでしょうか。それはそれでよろしいですか。

沖課長 そうですね。1点だけ、どうしてもお断りしておかなければいけないのは、在留管理は入管だと思っております。けれども、何かあったときの法執行はすべて入管で行

っているわけではないということです。在留管理はあるんだから、税金を払っていない人には入管が行けとか、やれとか言うんではなくて、法執行は法に基づいてやらなければいけない。それは入管にはないということを前提にして話をしていただかないと、同じような話になってしまって、私もここに来るのが非常に辛くなってきます。

井口専門委員 法律を超えてやれと言っているのではないのです。地域に居住することになる方々が、居住して、しかも住民登録するわけですから、そのときに税金のことも、子どものことも、あるいは社会保険のことも、一通り、同じ場所でちゃんとチェックをかけたいということなのです。ですから、ある程度運動していればいいわけで、そういう意味で、行政をワンストップ化しなければいけないのです。

ところが、ワンストップといいましても、入管は全部で出先 80 くらいしかないでしょう。だから、なかなかワンストップ化できなくて困っているわけです。浜松市で試行的にやろうという話もありましたけれども、できるだけワンストップにしていけないと、こっちで許可出しているのに、あっちは何も知りませんということになるのです。そのところをできるだけ実務的に解決していけないかということです。

カードの更新の際に、永住者の方もこういう義務があるんですよということをちゃんと認識していただくということが必要です。私は決して、入管のサーベルを抜いて脅しをかけ、税金払えと言っているのではありません。入管になど、忙しくて行きたくないと思っている外国人が、わざわざ来てくれるわけですから、その際、自分の義務が果たしているか確認してもらわないかということです。

ですから、法律を変えてまで何かやれということではありません。本来はワンストップ的な行政対応をしていくということが、国にとっても自治体にとっても大事なのです。そのことをちょっとお考えいただきたい。

沖課長 それはよくわかっておりまして、新しい制度になれば、インターネットでいろんな申請ができるように、そういったことはテーマの 1 つとして、この改正をきっかけにやらなければならないと思っておりますから、そこら辺、どういう仕掛けができるのかというのは今後やりたいと思っております。

それと、入管の窓口というのは、先ほどおっしゃいましたように数に限りがあって、外国人が一番よく行くところというのは、実は入管ではないんです。自治体なんです。そういうところから見ると、自治体に正しいデータを差し上げられることによって、自治体の方は、こういうことをしてくれ、ああいうことをしてくれと言えるんだらうと思うんです。

井口専門委員 権限がない。

沖課長 先生、そういうことをおっしゃるんだったら、入管だって、権限がないことをやれとおっしゃっているのではないですか。

井口専門委員 入管に権限が集中しているわけです。

根岸補佐官 先生の御意見は、入管に在留の許可権限があるのだから、義務履行をしない者は不許可にしろと言っているということなのです。それははっきり言わないと議論に

ならないと思います。違うんですか。ただワンストップで御説明をするという話だったら、パンフレット置きましょうか、説明は自分たちはここまでしかできないですが、いいですかと、そういうことです。

井口専門委員 入管、入管とおっしゃいますけれども、日本の国というふうに考えたら行政は1つなのです。それを皆さんは、入管という国があって、雇用行政という国があってというみたいに言うが、そうではない。

根岸補佐官 先生も入管でやれとおっしゃるではないですか。

井口専門委員 いえ、入管でやれなんて言っていないです。入管の窓口に来たときに、同時にいるんなことが進むということです。

根岸補佐官 社会保険でそれで失敗しているわけです。関係省庁間でいかに外国人に社会保険に入っていたか、そのために入管が協力できるかという議論をしていたんだけど、入管がやれ、入管がやれとここでやられてしまったら、結局、入管だけの問題ということになってしまったわけです。うちがガイドラインを書いても、ガイドラインが本当に実効あるのは少し先送りになってしまったわけです。それと同じようなことになりかねないと心配しているんです。

井口専門委員 私どもの考え方は、権利・義務関係は、本来はデータベースでチェックして、本人に負担かけたくないのです。ところが、省庁横断的なシステムというのを皆さんは、つくろうとしない。

根岸補佐官 それは入管が使うんだから入管でやれとおっしゃるではないですか。

井口専門委員 当面はそれしかできないとおっしゃるからです。当面それしかできないとおっしゃるからそうになっているだけで、私どもは決して本人にいっぱい負担かけたくなんかないのです。この国の形を変えていくときに、そんなやり方をやっていたはだめだとわかっているわけです。

根岸補佐官 そういう議論こそリードしていただけると、うちとしても助かります。社会保険のあれ持ってきてください、納税のこれ持ってきてくださいと外国人に言うと、入管に来るのは仕方がないけれども、その前に市役所に行ったり、何とか事務所に行ったり、いっぱいいろいろ書類を集めてくるのは、彼らはすごく大変なわけです。そのためにわざわざ休みを取って行ったり、申し訳ないと思っている。

井口専門委員 そうです。ですから、それは法務省というお立場ではなくて、日本政府という立場で次のシステムを考えていただかなければいけないのです。答申はもともとそういうふうにかかれていた。

根岸補佐官 その点は非常に同感です。

井口専門委員 今回、一歩でも進めるにはどうしたらいいかということで、永住許可に関するガイドラインを活用すべきなのです。

根岸補佐官 共有データベースを答申に書こうとしたときに、反発があったのは法務省ではないでしょう。何年か前に、共有データベースの話とか。

井口専門委員 していますよ。

根岸補佐官 しましたね。そのとき、別に法務省の反対でああいう形になったわけではないですね。

井口専門委員 総務省が動いてくれたのは去年からです。住基システム以外で、使われていないデータベースを活用する余地もあります。

根岸補佐官 個々のデータを出すところの問題ですね。

井口専門委員 ところが、そののところまで設計が全然進まないうちに入管法改正になってしまいました。ですから、はっきり言って、今回の答申のデータベースに関する部分は、住基のところにはものすごく進みますけれども、それ以外のところはまだ十分に進んでいないということがわかってしまった。その点は、認めざるを得ないのです。それで、皆さんの方の窓口は手間がかかるのです。手間がかかることを私が言うから、皆さんがっかりする。だけれども、本当のことを言うと、そんなことは私の意図ではなかったのです。今回の改正の際に、もうちょっと永住者の権利・義務を改善できるか、最小限のことを考えていくにはどうするか。もし次に答申を書くとしたら、そのときに、何とか書けないかということも考えました。。しかし、3月に出す三か年計画に書きこむには、時間がたりません。いずれにしても、本件をフォローアップしなければいけない。

沖課長 申しあげましたように、必死で法改正ができるように今、やっているということをご理解いただきたいと思います。

有富委員 そういうことで、今日は具体的に了解事項というのはなかったかもしれないけれども、議論をしたということは十分に価値があると思うので、法務省とは割と意思の疎通ができていて雰囲気は我々は持っているもので、そちらはどうかよくわからないけれども、これからもそういう感じでいきたいというふうに思っています。

今日の議論、永住許可のガイドラインと更新のガイドライン等についても、これから議論を継続させていただくということが1つ。

それから、永住許可を得た外国人に対する在留許可の在り方の検討期限は改正入管法提出までに検討・結論とされておりまけれども、今国会に改正入管法が提出される予定だと思いますが、その施行に併せて、本件についても具体的内容について措置の必要が出てくるのではないかというふうに思っておりますので、今後とも議論を継続させていただきたく思います。

それでは、時間が過ぎて申し訳ありません。終了させていただきます。お疲れ様でございました。